

【 手術 】**601 下肢静脈瘤手術「2」硬化療法と「3」高位結紮術の併算定について****《令和7年6月30日》****○ 取扱い**

同一日におけるK617 下肢静脈瘤手術「2」硬化療法（一連として）と「3」高位結紮術の併算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

下肢静脈瘤手術の硬化療法は、静脈に硬化剤を直接注入することで下肢静脈瘤を起こしている静脈を閉塞させる治療法である。高位結紮術は、小さな皮膚切開を行い、血液の逆流が起こっている大伏在静脈や小伏在静脈の根部を結紮して切離することで血流を遮断する治療法であるが、高位結紮術単独では再発率が高いため、硬化療法等他の治療法と併用することもある。しかし、厚生労働省告示^{※1}において「同一手術野又は同一病巣につき、2以上の手術を同時に行った場合の費用の算定は、主たる手術の所定点数のみにより算定する」と規定されている。

また、厚生労働省通知^{※2}に「手術料（輸血料を除く。）は、特別の理由がある場合を除き、入院中の患者及び入院中の患者以外の患者にかかわらず、同種の手術が同一日に2回以上実施される場合には、主たる手術の所定点数のみにより算定する」と示されている。

以上のことから、同一日におけるK617 下肢静脈瘤手術「2」硬化療法（一連として）と「3」高位結紮術の併算定は、原則として認められないと判断した。

（※1）診療報酬の算定方法

（※2）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について